

(別紙)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）は、本年3月8日に署名され、協定文が確定された。TPP11 協定は、貿易のみならず投資等の分野における高水準の自由化・透明化を確保するものであり、世界経済において自由で公正な経済秩序を構築していく上で非常に重要なものである。

昨年11月のTPP11 協定の大筋合意に際して我が国は重要な役割を果たしたが、世界で保護主義的傾向が強まる中、我が国がTPP11 協定の発効に向けて引き続き主導的役割を果たすことが重要であり、TPP11 協定の国内担保法の整備を速やかに行うことが求められる。

TPP11 協定は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP12 協定」という。）の各規定を組み込んでいる。また、TPP12 協定の国内担保法整備のため、平成28年12月には環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「TPP 整備法」という。）が既に成立している。

TPP11 協定の法整備内容はTPP12 協定の場合と実質的に同一であることを踏まえれば、TPP 整備法において整備された関税関係法の各種規定については、TPP11 協定発効の際に国内で効力を生じさせるよう、施行期日の改正等、所要の調整を行うことが適当である。

なお、我が国への輸入牛肉の99%超がTPP12 締約国産であることを踏まえ、TPP 整備法で牛肉に係る関税の緊急措置を廃止するとした規定については、TPP11 協定が我が国への輸入牛肉の約40%がTPP11 非締約国産となることから、その施行期日はTPP12 協定発効日のままとすることが適当である。